

令和7年第3回
美唄市議会定例会会議録
令和7年9月19日(金曜日)
午前10時00分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 委員長報告
- 1 議案第40号 美唄市給与条例及び美唄市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の件
[総務・文教]
- 2 議案第41号 美唄市職員の育児休業等に関する条例及び美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正の件
[総務・文教]
- 3 議案第42号 北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更の件
[総務・文教]
- 4 議案第43号 美唄市営弓道場条例の一部改正の件
[総務・文教]
- 5 議案第44号 美唄市間口除雪事業条例の一部改正の件
[産業・厚生]
- 6 議案第45号 美唄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件
[産業・厚生]
- 7 議案第46号 美唄市下水道条例及び美唄市給水条例の一部改正の件
[産業・厚生]
- 8 議案第47号 美唄市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正の件
[産業・厚生]
- 9 議案第48号 美唄市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件
[産業・厚生]
- 10 請願第1号 国立病院の機能強化を求める請願
[産業・厚生]
- 11 議案第49号 令和7年度美唄市一般会計補正予算(第2号) [予算審査特別]
- 12 議案第50号 令和7年度美唄市国民健康保険会計補正予算(第1号)
[予算審査特別]
- 13 議案第51号 令和7年度美唄市介護保険会計補正予算(第1号)
[予算審査特別]
- 14 認定第1号 令和6年度美唄市一般会計決算認定の件
[決算審査特別]
- 15 認定第2号 令和6年度美唄市民バス会計決算認定の件
[決算審査特別]
- 16 認定第3号 令和6年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件
[決算審査特別]
- 17 認定第4号 令和6年度美唄市介護保険会計決算認定の件
[決算審査特別]
- 18 認定第5号 令和6年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件
[決算審査特別]
- 19 認定第6号 令和6年度美唄市後期高齢者医療会計決算認定の件
[決算審査特別]
- 20 認定第7号 令和6年度美唄市病院事業会計決算認定の件
[決算審査特別]
- 21 認定第8号 令和6年度美唄市水道事業会計決算認定の件
[決算審査特別]
- 22 認定第9号 令和6年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件
[決算審査特別]

- 23 認定第10号 令和6年度美唄市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定の件 [決算審査特別]
- 24 陳情第1号 美唄市議会の組織運営のあり方に関する陳情 [議会運営]
- 第3 議案第52号 美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件
- 第4 議案第53号 美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件
- 第5 意見書案第10号 有害鳥獣対策の推進を求める意見書
- 第6 意見書案第11号 国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書
- 第7 意見書案第12号 令和7年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
- 第8 意見書案第13号 すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
- 第9 意見書案第14号 消費税を緊急に引き下げる求めることを求める意見書
- 第10 議案第54号 令和7年度美唄市一般会計補正予算(第3号)

9番 山上 他美夫 君
10番 森 明人 君
11番 川上 美樹 君
13番 松山 教宗 君

◎出席説明員

市長 桜井 恒君
副市長 土屋 貴久君
総務部長 村上 孝徳君
市民部長 児玉 ゆかり君
保健福祉部長 谷村 泰尚君
経済部長 佐藤 剛司君
都市整備部長 荘司 修君
市立美唄病院事務局長 藤井 俊禎君
消防長 後藤 博昭君
総務部総務課長 平野 太一君
総務部総務課長補佐 上村 名津美君

教育長 石塚 信彦 君
教育部長 杉本 竜一君

選挙管理委員会委員長 中田 札治君
選挙管理委員会事務局長 堀澤 宏史君

農業委員会会長 畑 雄二君
農業委員会事務局長 五十嵐 健太郎君

監査委員 福地 英敏君
監査事務局長 高橋 修也君

◎出席議員(14人)

議長 谷村 知重君
副議長 楠 徹也君
1番 永森 峰生君
2番 伊原 潤司君
3番 江川 いつみ君
4番 海鉢 則秀君
5番 古賀 崇之君
6番 吉岡 建二郎君
7番 本郷 幸治君
8番 齋藤 久美夫君

◎事務局職員出席者

事務局長 門田 昌之君
次長 新宗 晃君

午前10時00分 開会

●議長谷村知重君 これより、本日の会議を開きます。

●議長谷村知重君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

13番 松山教宗議員

1番 永森峰生議員

を指名いたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第40号美唄市給与条例及び美唄市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の件ないし順序24、陳情第1号美唄市議会の組織運営のあり方に関する陳情の以上24件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

まず、議案第40号ないし議案第43号の以上4件について、川上総務・文教委員長。

●総務・文教委員会委員長川上美樹議員(登壇) ただいま議題となりました議案第40号美唄市給与条例及び美唄市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の件、議案第41号美唄市職員の育児休業等に関する条例及び美唄市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正の件、議案第42号北海道市町村職員退職手当組合規約の一部変更の件、議案第43号美唄市営弓道場条例の一部改正の件の以上4件について、総務・文教委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月10日、委員会を招

集して、審査いたしました。

議案第41号に対する質疑・答弁について申し上げます。

近年、男性の育児参加が増え、今回の改正でさらに育児休業を取得しやすい制度となるようだが、これまで美唄市としての実績はどの程度あるのか。また、制度を使いやすい環境づくりが大切と考えるが、今後、実効性のある制度となるよう、どのような取組をしていくのか、との質疑に対し、令和6年度に育児休業を取得した職員は11人で、そのうち男性職員は2人、令和7年度は8月末時点で、育児休業取得者9人のうち、男性職員は3人の取得があった。今後については、取得希望者数を把握しながら、積極的な環境づくりに努め、併せて制度を利用する職員がハラスメントを受けることがないよう対策を取っていきたい、との答弁がありました。

次に、議案第43号に対する質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

弓道場の使用料は、部活動の活性化やスポーツ振興の観点から、極力抑えてほしいが、指定管理者制度の導入によって使用料の改定はあるのか、との質疑に対し、使用料については、現在、全庁的に料金の見直しが検討されていることから、その協議を踏まえ、団体等の意見も聞きながら、検討していきたい、との答弁がありました。

なお、議案第40号及び議案第42号についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第40号ないし議案第43号の以上4件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきま

すよう、お願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に、議案第44号ないし請願第1号の以上6件について、齋藤産業・厚生委員長。

●産業・厚生委員会委員長齋藤久美夫議員(登壇) ただいま議題となりました議案第44号美唄市間口除雪事業条例の一部改正の件、議案第45号美唄市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件、議案第46号美唄市下水道条例及び美唄市給水条例の一部改正の件、議案第47号美唄市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正の件、及び議案第48号美唄市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正の件の以上5件について、産業・厚生委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月10日、委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第44号に対する質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

改正に伴う世帯区分について、介護保険法施行令の条文が記載されているが、市民にとって分かりづらい表現だと感じるため、より分かりやすい表現に改める考えはないのか、との質疑に対し、条例の文言だけでは、市民の方に内容が伝わりにくいため、市民向けのパンフレットには具体的な金額を明記し、分かりやすい表現で周知に努める、との答弁がありました。

次に、議案第48号に対する質疑・答弁の主なものについて申し上げます。

改正に伴い、「1年につき管理者が指定する

時間を超えない範囲内」という文言が追加されたが、具体的な上限時間について、との質疑に対し、「1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内」については、年間で最大77時間30分となっている、との答弁がありました。

なお、議案第45号ないし議案第47号の以上3件に対する質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第44号ないし議案第48号の以上5件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第1号国立病院の機能強化を求める請願について、本委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

本件は、8月7日に議長において受理し、本定例会において、産業・厚生委員会に付託されたものでございます。

請願の趣旨は、「国立病院はコロナ過で患者受け入れのために専用病床の拡大など、国からの指示に対応した影響や医療資材の高騰などから、厳しい実態に置かれているが、診療事業にかかる国からの運営費補助など財政支援は行われていないことから、このような状況では国民から求められる医療体制を整えることが困難であるため、国立病院の機能強化などを講じてほしい」といったものです。

初めに、紹介議員である吉岡議員を説明員として招致し、内容等についての説明及び意見を聴取し、その後、委員会内で審査いたしました。

審査における、委員からの意見としては、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生した場合には、国立病院だけではなく、美唄市内の医療機関も逼迫することが想定され

るため、市民の命を守るという観点からしても、願意妥当と考える、との意見がありました。

結果といたしまして、請願第1号につきましては、採択して、次回定例会に向けて、意見書を作成するものとし、意見としては「願意妥当」と決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に、議案第49号ないし議案第51号の以上3件について、齋藤予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長齋藤久美夫議員(登壇) ただいま議題となりました議案第49号令和7年度美唄市一般会計補正予算(第2号)、議案第50号令和7年度美唄市国民健康保険会計補正予算(第1号)及び議案第51号令和7年度美唄市介護保険会計補正予算(第1号)の以上3件について、予算審査特別委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月11日、委員会を招集して審査いたしました。

結果といたしまして、議案第49号ないし議案第51号の以上3件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に、認定第1号ないし認定第10号の以上10件について、松山決算審査特別委員長。

●決算審査特別委員会委員長松山教宗議員(登壇) ただいま議題となりました認定第1

号令和6年度美唄市 一般会計決算認定の件、認定第2号令和6年度美唄市民バス会計決算認定の件、認定第3号令和6年度美唄市国民健康保険会計決算認定の件、認定第4号令和6年度美唄市介護保険会計決算認定の件、認定第5号令和6年度美唄市介護サービス事業会計決算認定の件、認定第6号令和6年度美唄市後期高齢者医療会計決算認定の件、認定第7号令和6年度美唄市病院事業会計決算認定の件、認定第8号令和6年度美唄市水道事業会計決算認定の件、認定第9号令和6年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件、及び認定第10号令和6年度美唄市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定の件の以上10件について、決算審査特別委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、9月12日及び9月16日ないし9月18日の4日間、委員会を招集して審査いたしました。

委員会の冒頭、副市長から補足説明があり、引き続いて代表監査委員から総括的所見がありました。その後、認定第1号令和6年度美唄市一般会計決算認定の件に対する質疑に入りました。

結果といたしまして、認定第2号ないし認定第9号の以上8件については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、認定第1号及び認定第10号については、ご異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長谷村知重君 次に、陳情第1号について、松山議会運営委員長。

●議会運営委員会委員長松山教宗議員(登壇)
ただいま議題となりました陳情第1号美唄市議会の組織運営のあり方に関する陳情について、議会運営委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

本件は、先の第2回定例会において付託されたもので、前回の委員会において、願意の妥当性について、今後さらに検討を要すると判断されたことから、継続審査となっているものであります。

その後の経過といたしまして、9月11日、委員会を招集して審査いたしました

審査における、主な内容について申し上げます。まずは陳情者から説明を聞いた上で妥当性を判断すべきである、また、公開質問状の回答について、議長と当該議員の間で、当時の状況について「そご」があるため検証が必要などの、願意妥当とする意見のほか、一連の経過については、インターネットの配信を除いて、議長は当該議員と会派代表の同意の下、迅速に対応しており、議運において隨時説明があったことから、全議員同意の下で行われたものである、また、議会に対する市民の関心は非常に強く、議会はこれに答えていかなければならないと思うが、今回の件については、まず議長と当該議員の「そご」について整理すべきもので、陳情の趣旨である、市議会として組織的な検証を行うまでには至らないと考える、などの願意に沿いがたいとする意見がありました。

結果として、陳情第1号については、ご異議がありましたので、起立採決の結果、不採択

とすべきものと決定されました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長谷村知重君 これより、議案第40号ないし議案第43号の以上4件について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括質疑を終結いたします。これより、一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括討論を終結いたします。これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第40号美唄市給与条例及び美唄市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正の件ないし議案第43号美唄市営弓道場条例の一部改正の件の以上4件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第44号ないし請願第1号について、一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括質疑を終結いたします。これより、一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括討論を終結いたします。これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第44号美唄市間口除雪事業条例の一部改正の件ないし請願第1号国立病院の機能強化を求める請願の以上6件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第49号ないし議案第51号の以上3件について、一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第49号令和7年度美唄市一般会計補正予算(第2号)ないし議案第51号令和7年度美唄市介護保険会計補正予算(第1号)の以上3件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、認定第1号について、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

6番吉岡建二郎議員。

●6番吉岡建二郎議員(登壇) ただいま議題となりました認定第1号令和6年度美唄市一般会計決算認定の件につきまして、討論に参 加いたします。

私の立場は、認定に反対です。以下、その理由と意見を端的に申し述べます。

令和6年度における美唄市一般会計決算は歳入194億7,454万6,964円、歳出190億7,051

万1,325円、差引き4億403万5,639円となり、翌年度に繰り越す276万6,000円を除き、4億126万9,639円の黒字となりました。

私が反対する大きな理由といたしましては、大本にある政府予算がますあります。令和6年度予算への反対の際にもこの場で申しましたが、教育や雇用、社会保障、また、本日の本会議でも請願として出していましたが、医療に対して十分ではない予算の一方で、防衛費は過去最大の8兆円となっていました。

また、物価高騰に苦しむ国民への支援や賃上げは全く不十分であり、国家予算を背景とした令和6年度美唄市一般会計予算を基にされた決算認定には賛同ができません。そういった中での本市の2024年、令和6年度の予算執行に携わった関係職員の皆さんには、言葉に尽くせないご苦労があったことは、決算書からも十分読み取ることができました。改めて敬意を表します。

一方で、本市の令和6年度一般会計決算の内容については、予算現額は209億4,116万7,000円でありながら、歳入に関しては、194億7,454万6,964円、執行率93%にとどまっています。予算現額に対する歳入が不足している主な要因は、執行率が54.1%となった寄附金、主にふるさと納税の減だと考えられます。一地方公共団体として、ふるさと納税による寄附、これを増やすための努力をするということ自体を否定するわけではありません。しかしながら、この制度としてふるさと納税、本来であれば、行政としては、安定した予算執行というものが求められます。そういった中で、他の地方公共団体からの税金の奪い合いとも言えるこのふるさと納税の状況は、非常に問

題があり、また、年度ごとでのばらつきもあり、本市の令和6年度一般会計決算のように、予算現額との大きな開きが生じることも当然の制度です。高額納税者ほど限度額が高く優遇される制度でもあり、返礼品や経費によって非常に効率性の悪い制度との指摘もされています。こうした国策によって、組み込まざるを得なくなっている制度によって、予算現額と実際に入ってくる収入済額に大きな開きが生じ、令和6年度決算では、財政調整基金から3億円もの金額を繰り入れざるを得なくなっていたのは、令和6年度決算だったという側面があります。

また、歳入について、下水道事業会計に一般会計から補助金を出しています。工事費用が水増し請求されていた疑いのある下水道事業会計への補助が組み込まれた決算となっている点から、現段階で、令和6年度美唄市一般会計決算を認定すべきではないと私は考えます。

以上、申し述べまして、認定第1号令和6年度美唄市一般会計決算認定の件について、認定に反対する理由と意見といたします。

●5番古賀崇之議員(登壇)　ただいま議題となりました、認定第1号令和6年度美唄市一般会計決算認定の件につきまして、討論に参加いたします。

私の立場は、認定に賛成であります。以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

令和6年度は、物価高騰や人口減少の進行など、引き続き厳しい社会経済環境の下にありましたが、第7期美唄市総合計画を着実に推進し、市民生活を守りつつ、将来に向けたまちづくりを進めていくことが求められていたと

ころであります。

コロナ禍で執行されました令和6年度一般会計の決算は、歳入総額194億7,454万6,964円に対し、歳出総額190億7,051万1,325円で、歳入歳出差額は4億403万5,639円となり、翌年度に繰り越すべき財源、276万6,000円を除く、実質収支で4億126万9,639円の黒字決算となっております。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による健全化判断比率についても、令和5年度決算と比較して、将来負担比率は0.3ポイントの微増になったものの、実質公債費比率は0.9ポイント減となるなど、引き続き健全財政が維持されております。

令和6年度においては、特に歳入面で、ふるさと納税寄附金が米不足に伴う価格競争のあおりを受けて低迷するなど、収支均衡の確保が厳しい状況の中、財政調整基金の取崩し分を差し引いても、なお黒字を確保し、健全化判断比率も引き続き安定した状況を維持することは、市民の皆様の深いご理解とご協力のもと、事業の選択と集中による効率的な事業執行に努めしたことによる経費の削減や、ふるさと納税寄附金だけではなく、あらゆる歳入確保に取り組まれたことによるものであり、結果として、本市が抱える様々な課題解決に向けた取組が停滞することなく進められていたものであると、関係職員の地道な取組の成果として評価するものであります。理事者各位におかれましては、さらなる財政の健全化、持続可能な財政運営の確立に向けて、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

賛成理由について、主な施策の取組について申し上げますと、地域コミュニティでは、

自治会活動の支援や地域団体との連携を通じて、住民主体のまちづくりを推進されました。また、高齢者や子どもたちが安心して暮らせる地域づくりとして、防災防犯活動の支援や地域見守り体制の強化に取り組まれました。

子育て、教育の分野では、保育施設の充実や学童保育の拡充に取り組まれるとともに、ＩＣＴを活用した学習支援や学校施設の整備を進め、子どもたちが安心して学び成長できる環境を整備されました。また、教員、保護者との連携を強化し、教育の質に向上する施策を展開されました。

福祉医療の分野では、高齢者福祉や障がい者支援の充実に加え、地域包括ケアシステムの整備を進め、医療、介護機関との連携を強化されました。特に、地域医療体制の維持、充実や健康づくり施策の推進に取り組まれ、住民の安心安全な暮らしの確保に資する取組を進められました。

産業振興、観光交流では、地域産業の振興や地場産品の販路拡大に取り組まれるとともに、観光資源を活用した交流施策やイベントの実施を通じ、地域経済の活性化に努められました。

また、ＡＩデマンドバスの実証運行など、新たな交通施策を導入し、住民の移動利便性の向上に資する取組を進められました。更に、令和6年度は、ＤＸ推進事業を新たに取り組まれ、行政手続の効率化や市民サービスの向上に資する施策が展開されました。これにより、デジタル技術を活用した行政運営の近代化を推進されました。この他、市民の皆様との協働の下、市民福祉の向上と地域の活力づくりのための施策に積極的に取り組まれ、総合計

画を着実に推進されたものと認識しているところであります。

もっとも、これらの取組は、いずれも一過性の成果にとどまるものではなく、依然として多くの課題が残されております。人口減少や地域産業の基盤強化、医療体制の持続性など、解決すべき課題は山積しており、一つ一つ着実に取組を進めながら、目指すべき都市像の実現に向けて歩みを進めが必要であります。

今後におきましては、ふるさと納税制度の動向も含め、地方財政を取り巻く不透明な環境を背景に、本市の財政運営は難しい舵取りを迫られるものと認識をしておりますが、市長の力強いリーダーシップの下、地域課題の解決や多様化する市民のニーズへの対応と、健全な財政運営の両立を図るべく、職員一丸となって取り組まれるよう期待するものであります。

以上申し上げましたが、議員の皆様におかれましては、何とぞ、認定第1号令和6年度美唄市一般会計決算認定の件について、ご賛同いただきますようお願い申し上げて、私の賛成討論を終わります。

●議長谷村知重君 これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**認定第1号令和6年度美唄市一般会計決算認定の件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、認定第2号ないし認定第9号の以上8件について、一括質疑を行います。

（「なし」呼ぶ者あり）

以上をもって、一括質疑を終結いたします。

これより、一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、一括討論を終結いたします。

これより、一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**認定第2号令和6年度美唄市民バス会計決算認定の件ないし認定第9号令和6年度美唄市工業用水道事業会計決算認定の件の以上8件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、認定第10号について、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

6番吉岡建二郎議員。

●6番吉岡建二郎議員（登壇） ただいま議題となりました認定第10号令和6年度美唄市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定の件につきまして、討論に参加いたします。

私の立場は、認定に反対です。以下、その理由と意見を端的に申し上げます。

本市の令和6年度下水道事業において、今定

例会の冒頭で市長からの報告もありましたとおり、工事費の水増し請求の疑いで背任の容疑で元職員が6月20日に再逮捕、7月11日に起訴されています。令和6年度下水道事業会計決算は、この水増し請求の疑いのある事業が含まれた決算となっていることを決算審査特別委員会での質問で確認をしています。この事件に対しての第1回公判は9月26日とのことで、公判が控える中、現時点では当該の公共下水道人孔改良工事、これが適切に完了されたものなのかという質問に対して、詳細明確な答弁をいただくことはできませんでした。公判中ということなので、しょうがない部分あるかと思いますが、決算審査において、当該の事業に関しての詳細が確認できないというのは、いかがなものかと考えます。

また、下水道事業会計決算は、過年度修正可能との答弁もありましたが、議会で認定した場合、令和6年度決算、これは確定するものであり、過年度修正したとしても、修正を行った年度の決算に改めて示されることになります。決算は既に執行した收支について有効であり、例え認定されなくとも決算の効力に影響を及ぼすことはありません。一方で、地方自治法第233条の7項は、普通地方公共団体の長は、第3項の規定による決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに当該措置の内容を議会に報告とともに、これを公表しなければならないと、決算が認定されなかった場合について定められています。本認定、美唄市下水道事業会計決算の認定について、前述のとおり、水増し請求された疑いのある工事が含まれており、

また、その工事の詳細について、公判が控えているという理由から、詳細な説明がされていません。当該工事に関わる第1回公判、先ほどのとおり9月26日に控えているため、その公判の内容が明らかになるのを待つという点、また、地方自治法第233条7項の縛りで、何らかの措置を講じた際には、議会への報告と公表を市に求めるため、約束させるためにも、令和6年度下水道事業会計決算については、認定すべきではないと考えます。

以上が、認定第10号令和6年度美唄市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定の件について、認定に反対する理由と意見です。

●議長谷村知重君 これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、認定であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**認定第10号令和6年度美唄市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定の件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、陳情第1号について、質疑を行います。

1番永森峰生議員。

●1番永森峰生議員(登壇) 美唄市議会の組織運営のあり方に関する陳情の議会運営委員

会委員長への質疑であります。

私も、議会運営委員会にはオブザーバーとして出席していましたが、令和7年6月18日に行われた当該委員会は、各委員の傾向としては、3人の方が願意に沿ぐわないと採択への方向がありました。オブザーバー議員などからの意見で論点として整理をする必要、一定程度整理を必要として継続審査となり、令和7年9月11日に再度、議会運営委員会が開催され、結果不採択となりました。

私は、当該委員会の中では、参考人招致の要望はあったものの、前回の延長で、願意に沿ぐわないとのことに偏り、論点の整理、一定程度の整理については議論されていなかつたように思われてならない。私自身、理解できていない。改めて、委員長としてどのような議論で論点が整理されたかを伺います。

●議長谷村知重君 松山議会運営委員会委員長。

●議会運営委員会委員長松山教宗議員(登壇) 永森議員の質問にお答えいたします。

第1回目の一定程度の整理が必要ということでありましたのでお答えをさせていただきます。

正副委員長において、議会運営委員会の審議経過を再度確認し、一連の手続きにかはなかつたことを改めて認識し、また、議長と齋藤議員とのそごについては、公の場で整理するものではないと判断したところであります。

●議長谷村知重君 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

1番永森峰生議員。

●1番永森峰生議員(登壇) 美唄市議会の組織運営のあり方に関する陳情に対しまして、討論に参加いたします。

私は、議会運営委員会の決定については、反対であります。その理由について申し上げます。

陳情の要旨としては、市議会だよりに臨時号で掲載された齋藤議員に対する厳重注意報告により、市民公表された厳重注意措置等の妥当性について、市議会として検証してほしいとのことであります。文中にあるアンケート調査については、私にも届き、他の議員にも届いていると思います。更に全員にアンケート結果についても送付されていると思います。その中で、「齋藤議員が相手法人の固有名詞を複数回発したことは、地方自治法に定める不穏当の発言に該当するか」との設問では、12人中11人が不穏当な発言と認識していない。その他の設問についても、見解が一致していないことは明らかであります。そこで、提出者は、議会が取った措置に対し、疑念を抱き、議長の取った処置等が法規、慣例に基づいて適切、公正に行われたか、社会通念に照らして妥当だったかを議員全員で検証してほしいとのことであります。

美唄市まちづくり条例第14条第4項では、市議会の会議は、討論を基本とし、議決に当たっては、意志決定の過程とその妥当性を市民に明らかにしなければなりません。第5項では、市議会は、市民への議会活動に関する情報提供の充実と分かりやすい説明に努めなければなりません。第15条では、市議会議員は、自治の基本理念にのっとり、公平・公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりませんとあり

ます。我々議員は選挙で選ばれ、市民から市政を付託されているので、開かれた議会とするために市民の声を聞き、市政に反映できるよう努めなければなりません。私は、これから開かれた議会運営のためにも、議員全員で今回の措置の妥当性を議論し、なぜこのような措置が必要だったのか、判断に至った経過も含め、市民に明らかにしていくことが、市民から信頼される議会になるのではないかと考えています。

以上のことから、私の考えは採択すべきと考えております。以上であります。

●議長谷村知重君 4番海鉢則秀議員。

●4番海鉢則秀議員(登壇) ただいま議題となりました陳情第1号美唄市議会の組織運営のあり方に関する陳情について、討論に参加いたします。

私の立場は、不採択とした委員長報告に賛成するものであります。以下、その理由について申し上げたいと思います。

本陳情の趣旨は、令和7年3月に発行された美唄市議会だより臨時号について、その妥当性を市議会として検証するよう求められているものであります。このことにつきましては、令和6年第4回定例会の一般質問において、当該議員から、本市と現在係争中であります法人名を12回にわたり発言したことにより、発したものであり、同時にこの発言の中には、損害金や損害賠償など、文言も複数回あることから、議員には発言の自由はあるものの、特段の必要もないのに当該法人の名誉を傷つけ、ひいては市民に不利益を生じさせる恐れがあるような発言までが言論の自由とは言えないと考えております。議員の発言には重い

責任が伴い、誤解を与えないよう、慎重な発言を心がけることは、市民の負託を受けた議員の責務であります。そのため、議長においては、当該議員に対し厳重注意を行い、美唄市議会だより臨時号の発行について、当該議員から了承を得た上で実施されているものであります。また、それまでの経過や美唄市議会だより臨時号の発行について、議会運営委員会において報告し、協議を行った上で、異議なく承認されたことは間違いないところであります。その後、市民からの公開質問状についても、議長は法定根拠などを含め、誠心誠意、全ての項目について回答されているところであります。

のことから、一連の経過について、議会運営委員会としての判断について、妥当性はあり、市議会として、陳情の趣旨にあります議員全員での検証を行う事例ではないと考えます。

しかしながら、このような陳情が提出されたことについては、1議員として重く受け止め、今後とも研修等に積極的に参加し、資質向上に努めるとともに、しっかりとした議会運営に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、申し上げまして、陳情第1号につきましては、委員長から経過報告がありましたとおり、願意に沿いがたく、委員長報告に賛成いたします。

何とぞ各議員におかれましては、委員長報告のとおりご賛同くださいますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。

●議長谷村知重君 3番江川いつみ議員。
●3番江川いつみ議員(登壇) 陳情第1号美唄市議会の組織運営のあり方に関する陳情に

対し、議会運営委員会が下した願意と不採択としたことに反対の意をもって討論に参加します。以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

初めに、この度の陳情は市政運営に対するものではなく、市民が民意を市政に反映するために全権を付託した市議会の組織運営に関するもので、私たちは、現在、市民に開かれた議会を目指し、正に議会改革を進めているところであります。議員として、市政に関する市民の声に耳を傾け、公平公正、誠実に対応する責任があると同時に、議会運営に関するご意見に対しては、市民の信頼を得るために、真摯に受け止めなければならないものです。

議会の採択を必要とする陳情書や請願書、また参考とさせていただく上申書や意見書は、市民が市政や議会運営に直接的に働きかけることができる数少ない方法の一つであります。民意を代表する議会が市民の陳情に耳を傾けないというのは、議会の趣旨に反します。このたびの美唄市議会の組織運営のあり方に関する陳情は、議長が議会での議員の発言を不穏当発言と判断し、厳重注意を与え、その詳細について、市議会だより臨時号を発行して、市民に周知したという措置に対する市民の強い疑惑から始まったものであります。その疑惑は、発言に対する厳重注意や市民周知は、当該議員の名誉を侵害する恐れはないのか、不穏当発言と断定し、2か月後に措置したことが、議員の言論の自由を侵害し、今後の発言を萎縮させる恐れはない、これらの組織運営の在り方が、市議会に対する市民の信任を失墜させる恐れはないかという3点であります。

た。事前には、議長に対する2回の公開質問状、また議長を除く全議員に対するアンケート調査が行われ、議員間のそごを知り、疑惑は解決されずに、この度の陳情に至ったものです。

議会には、市民に対する説明責任があります。陳情者は、採択について、議員間で情報を共有し、共通認識を持った上での全員による審査、また、趣旨説明の参考人として招致されることを希望されておりました。しかし、議会は市民の声を聞くこともなく、当該議員に対する措置を承認した議会運営委員会において、再びその措置の妥当性の検証の要否について審議することを議長によって付託されたのです。その結果、全議員での検証は不要、陳情者の願意は不当、陳情書は不採択となりました。これでは、市民も議会運営委員会以外の議員も蚊帳の外だと言わざるを得ません。

今、私たち議員は、市民から試されています。美唄市議会が人権を守り、公平・公正に市政を監視することができる組織なのかどうか判断するのは市民です。自らの行いを検証できない組織が市民の信頼を得て、その負託に応えることができるとは思えません。例え検証の結果、どのような結論が出ても、市民に胸を張れる行動が必要です。

私は、このたびの議会運営委員会の不採択の結論には反対です。陳情者の願意は妥当だと考えます。

何とぞ、私の反対討論の趣旨にご賛同いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

●議長谷村知重君 これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決い

たします。陳情第1号に対する委員長報告は、不採択であります。

陳情第1号を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。

よって、**陳情第1号美唄市議会の組織運営のあり方に関する陳情**は、委員長報告のとおり不採択とすることに**決定**いたしました。

●議長谷村知重君 次に日程の第3、議案第52号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件及び日程の第4、議案第53号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件の以上2件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。
市長。

●市長桜井恒君(登壇) ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第52号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件であります。

本件は、福田安治委員が11月10日をもって任期満了となりますので、本市固定資産評価審査委員会委員として、引き続き、福田安治氏を選任いたしたく、地方税法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第53号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件であります。

本件は、竹松知彦委員が11月10日をもって任期満了となりますので、本市固定資産評価審査委員会委員として、引き続き、竹松知彦氏を選任いたしたく、地方税法の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

ただいま、提案理由の説明がありました議案第52号については、別にご発言も無いようですので、原案のとおり、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

よって、**議案第52号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件**は、原案のとおり同意することに**決定**されました。

お諮りいたします。

ただいま、提案理由の説明がありました議案第53号については、別にご発言も無いようですので、原案のとおり、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第53号美唄市固定資産評価審査委員会委員選任の件**は、原案のとおり同意することに**決定**されました。

●議長谷村知重君 次に日程の第5、意見書案第10号有害鳥獣対策の推進を求める意見書ないし日程の第9、意見書案第14号消費税を緊急に引き下げる求めることを求める意見書の以上5件を議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

意見書案第10号ないし意見書案第12号の以上3件について、5番古賀崇之議員。

●5番古賀崇之議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第10号ないし意見書案第12号の以上3件につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

有害鳥獣対策の推進を求める意見書

近年は自然環境の変化により、野生鳥獣の生息分布が拡大し、農作物等への被害が深刻な問題となっています。アライグマなど獣類による家屋や農業施設への侵入、スズメ、カラスなど鳥類の糞害、市街地ではカラスがゴミを荒らし、人を襲うなど生活被害も頻発しています。エゾシカによる被害も増大しており、被害は農作物にとどまらず、食害による山林荒廃と豪雨時の土砂流亡、ヒグマでは市街地での目撃情報も寄せられ、人命を守るためにも、これまで以上の対策が急務です。

安全に安心して暮らす環境を守り、農業の維持・発展のためには、生態系に配慮しつつも有害鳥獣を駆除することは必要です。有害鳥獣の個体数削減には、狩猟や駆除が欠かせませんが、平日の入林制限、林道の施錠、山林保有者への配慮、捕獲場所からの鳥獣の長距離移動など、狩猟者の精神的、身体的な負担は大きく、削減目標を樹立しても達成が困難な状況にあります。美唄市においても、これまでに被害を防ぐための対策を積極的に講じているものの、抜本的な解決に至っていません。

よって、政府及び北海道においては、有害鳥獣対策のさらなる推進を図るため、次の事項について強く要望します。

記

1 有害鳥獣被害対策の重要性を広く周知し、理解を求める啓発活動を行うこと。

- 2 有害鳥獣の正確な個体数の把握及び個体数管理体制の強化を行うこと。
- 3 狩猟者数の維持確保のため、狩猟者及び獵友会の育成支援の充実を図ること。
- 4 入林者の安全対策を強化した上で、狩猟に関する入林規制緩和等を図ること。
- 5 有害鳥獣対策の専門家不足解消のための人材育成と支援を強化すること。
- 6 有害鳥獣対策に要する市町村予算の負担軽減のため、財政措置の拡充を行うこと。
- 7 隣接する市町村が連携して、対策を講ずるための制度改正や支援策の強化。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和7年9月19日

北海道美唄市議会

国土強靭化に資する社会资本整備等に関する意見書

北海道は、豊かな自然、広大な大地、冷涼な気候などの特性と豊富な再生可能エネルギーをはじめ、我が国最大の供給力を有する農林水産物、自然や文化を生かした魅力的で質の高い観光資源といった数多くのポテンシャルを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指しています。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽

化など、多くの課題を抱えています。

こうした課題を解消し、人流・物流の効率化による生産性向上及び国際競争力の強化や、激甚化・頻発化する大規模災害に備えた強靭な地域づくりを進めるためにも、本道の骨格を形成する高規格道路から身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進するとともに、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を確保することが必要です。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、必要な道路整備や除排雪を含む維持管理を長期安定的に進めるための予算を確保することが重要です。

よって、国においては、切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応のほか、令和6年能登半島地震の教訓なども踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策、除排雪の充実確保など国土強靭化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 山積する道路整備の課題に対応しながら計画的かつ長期安定的な道路整備や維持管理が進められるよう、必要な予算を確保すること。
- 2 第1次国土強靭化実施中期計画に基づく橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策や無電柱

化などを着実に進めるために、今後の資材価格・人件費高騰等の影響を適切に反映した必要な予算・財源を確保すること。

3 人流・物流の活性化による生産性向上に向けた高規格道路のミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靭化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。

4 令和7年度より舗装補修の対象範囲が拡充された緊急自然災害防止対策事業債の延長を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。

5 冬期における安全な道路交通の確保、通学路などの交通安全対策の推進など、地域の暮らしを支える道路整備や除排雪を含む道路維持の充実が図られるよう必要な予算を確保すること。

6 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和7年9月19日

北海道美唄市議会

令和7年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道最低賃金の引き上げは、日本国憲法第25条に定められている「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有

する」としていることから、人間らしく暮らすための下限額として最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは昨今の物価上昇で一層厳しく、2024年に引き上げた50円で、道内の常用労働者216万人（内パート労働者64.7万人）の内、60万人弱の労働者が最低賃金近傍に張り付いている状況です。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができません。

政府は2020年代に全国平均1,500円を目指すこととしており、中小・零細事業者への支援を同時に進め、大幅引き上げに向けた環境整備が必要です。

最低賃金の引き上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済にも悪影響を与えかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和7年度の北海道最低賃金の改正に当たって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記

- 1 賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、最低賃金を大幅に引き上げること。
- 2 設定する最低賃金は、道内高卒初任給時間換算額「時間額1,126円」を下回らない水準に改善すること。

3 賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を推し進め、最低賃金の大幅引き上げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和7年9月19日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長谷村知重君 次に、意見書案第13号及び意見書案第14号について、4番海鉢則秀議員。
●4番海鉢則秀君(登壇) ただいま議題となりました意見書案第13号及び意見書案第14号の以上2件につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

すべての子どもにゆたかな学びを
保障する高校教育を求める意見書

道教委は、「これからの中高一貫教育に関する指針(改定版)」に基づき、毎年度、中卒者数減などを理由に、高等学校の募集停止や再編・統合を行う「公立高等学校配置計画」を進めてきました。これにより道内では公立高校の統廃合がすすみ、公立高校のない市町村が増加しています。

地元に高校がなくなった子どもたちは、遠

距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済的負担が大きくなっています。また、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化が進み、地域経済や文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。このままでは、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」など地域間格差が増大し、北海道地域全体の衰退につながることは明らかであります。

道教委は、広大な北海道の実情を鑑み、中学卒業者数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態の確立や学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域の意見・要望を十分に反映させた新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要であることから、以下の項目について、強く要望します。

記

- 1 道教委「これからの中高一貫教育に関する指針(改定版)」を見直し、地域の教育や文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を確立し地域の高校を存続させること。
- 2 すべての道内公立高校の学級定員を30人以下に引き下げること。
- 3 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃すること。
- 4 障がいのある・なしにかかわらず、希望

するすべての子どもが地元の高校で学ぶことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、ゆたかな高等教育を実現するため検討を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

北海道美唄市議会

消費税を緊急に引き下げる ことを 求める意見書

物価高騰が続き、国民のくらしと営業に深刻な影響を与えている。本道の消費者物価指数（令和7年5月）は令和2年を基準とした場合に113.9と、上昇が続いている。とりわけ、食料品が126.4、光熱・水道が128.7など、日々の生活に欠かせない費目で高騰していることは、道民のくらしに大変深刻な影響を与えてています。

消費税は、どれだけ生活に困窮していても負担する過酷な税金です。消費税は住民税や所得税と比較した場合、年収900万以下の中間所得層を含めて、最も重い税負担となっています。貧困と格差が拡大する中で、所得の低い人ほど負担が重い消費税を減税し、税制のゆがみを正すことは、人々の暮らしや中小企業の営業及び雇用を守るという点からも重要です。

世界では、新型コロナ危機以降、日本の消費税に当たる付加価値税を減税した国と地域は110に上っており、物価高騰から国民のくらしと営業を守るための有効な対策として実施

されています。この間、日本国内においても報道各社の世論調査では、何らかの形で消費税の減税を求める声が多数になっています。今こそ日本も減税に向けて踏み出すことが求められています。

よって、政府は国民のくらしを守るためにも、緊急に消費税の減税を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和7年9月19日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、意見書案第10号ないし意見書案第14号の以上5件については、別にご発言も無いようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第10号有害鳥獣対策の推進を求める意見書ないし意見書案第14号消費税を緊急に引き下げるることを求める意見書の以上5件は、原案のとおり可決されました。**

●議長谷村知重君 次に日程の第10、議案第54号令和7年度美唄市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井恒君(登壇) ただいま上程されました、議案第54号令和7年度美唄市一般会計補正予算(第3号)について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、第1条債務負担行為の補正につきまして、新たに債務負担行為を追加するものであります。

美唄国設スキー場整備において、リフトの製作及び建設工事を一括発注としたプロポーザル方式による審査を行うため、債務負担行為を追加するものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長谷村知重 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、議案第54号については、大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより、議案第54号について、大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、大綱質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第54号については、13人の議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、審査することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定い

たしました。

ただいま設置されました、予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

永森峰生議員、伊原潤司議員、
江川いつみ議員、海鉢則秀議員、
古賀崇之議員、吉岡建二郎議員、
本郷幸治議員、齋藤久美夫議員、
山上他美夫議員、森明人議員、
川上美樹議員、楠徹也議員、
松山教宗議員

の以上13人の議員を指名いたします。

この際、予算審査特別委員会を開催のため、休憩いたします。

午前11時23分 休憩

午後 1時10分 開議

●議長谷村知重君 休憩前引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

この際、予算審査特別委員会に付託されました、議案第54号令和7年度美唄市一般会計補正予算(第3号)について、委員長報告を日程に追加いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告を日程に追加することに決定いたしました。

これより、委員長報告に入ります。

議案第54号令和7年美唄市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。

議案第54号について、川上予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長川上美樹議員
(登壇) ただいま議題となりました議案第54号令和7年度美唄市一般会計補正予算(第3号)について、予算審査特別委員会の審査の経過、並びに結果をご報告申し上げます。

結果といたしまして、議案第54号については、ご異議がありましたので、起立採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わりります。

●議長谷村知重君 これより、議案第54号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

8番齋藤久美夫議員。

●8番齋藤久美夫議員(登壇) ただいま議題となりました議案第54号令和7年度美唄市一般会計補正予算(第3号)につきまして、討論に参加します。

私の立場は、採択に反対であります。以下、その理由と若干の意見を申し述べます。

この美唄スキー場整備につきましては、令和6年5月に提示された美唄国設スキー場整備基本構想においては、既存の2人乗りリフトの更新化、高速4人乗りリフトの新設化、又は新たに2人乗りリフトを増設し、2機のリフトとするなど、計4案がありました。そして同年7月には、スキー場の再整備に関する市民検討委員会が立ち上がり、9月までに4回開催し、

市民目線での検討がなされました。そして、9月6日には、美唄国設スキー場の再整備に関する基本計画等の提言が示されました。特にリフトについては、2人乗りか4人乗りかの結論は出されず、今後の本委員会の意見を基に、市及び市議会の慎重な検討を重ねていただきたいとのことでありました。また、この間に、基本計画の作成が並行的に進められ、9月に美唄国設スキー場整備基本計画素案が示され、利用者が1.6倍に増えると想定した上で、搬送能力の向上、利用者の利便性の向上、建設運用コストの削減等の観点から、4人乗りリフトを導入すると市は判断し、それ以降、基本計画、基本設計においては、4人乗りと限定されています。そして検討の際、リフト待ち時間については、土曜、日曜日の午前9時から11時、午後1時から3時までのリフト利用者数、つまり利用者が最大となるであろう日時を想定しての判断であるということであります。一方、私はスキー場のライブカメラや現地に行って確認したりしておりますが、平日や1月から2月を除く土曜、日曜日においては、常にリフトは閑散として、待ち時間はほとんどないものであります。平日においても、小・中学校のスキー教室や自衛隊の訓練での利用者があるとしていますが、教育や訓練の特性上、頻繁なリフトの乗降は到底あり得ないことがあります。また、市の説明の中で、スキー場の営業は令和3年度88日、令和4年度87日、令和5年度82日、作シーズンの令和6年度は88日と、この4年間の営業日の平均は86.25日、つまり年間87日の営業日において、市が説明する土曜、日曜のピーク時はどれほどあるのでしょうか。87日として13週としても、

土曜、日曜日は26日間であり、先ほどの午前と午後合わせて4時間という限られたリフトの利用待ちの時間を解消するために、4人乗りリフトが必要だと判断したことに対し、私としては、スキー場の運営上、疑問を呈さざるを得ないものであります。

この度の今リフトの搬器選定に関わるプロポーザル方式自体に異を唱えるものではありませんが、このような業務は、基本設計開始の段階から始めるべきものであり、このスキー場整備事業においては、その進め方、手順に疑問や不安を覚えることが多々あるということであります。このプロポーザルも、これまでのリフト選定の議論の中で、国産リフトがコストやメンテナンスなど多岐にわたる検討項目をもって総合判断をして、有利であると判断に至った経緯がありながら、今回、突然の実施設計業務を変更し、プロポーザルに関わる補正予算についても本日提出され、即日採決と、このようなやり方で、十分な審議ができないような進め方に異議を唱えます。更に、スキー場の地積測量については、基本構想や基本計画の早い段階で終えるべきであり、それに基づいて基本計画、基本設計と進むべきところ、測量は実施設計が始まってからの7月から8月頃に実施されており、今年の3月に策定を終えた基本計画においては、計画した駐車場の一部がスキー場の地籍外であることが判明し、これから地権者との交渉や駐車場部分の設計変更を考慮しなければならない状況であります。

このように、実施設計段階においても、スキー場としての地籍が定まっていない状況で、またリフトの搬器選定、センターハウスの規

模等、まだまだ議論しなければならないことが多岐にわたっています。私は、スキー場整備については、整備自体は反対ではありませんが、この事業自体がスキー場を利用するスキーヤー、また市外の利用者中心に進められているように思われてならないであります。スキー場を利用しない、美唄市民の思いについても考慮することも必要ではないかと思います。そこで一度、この事業全体を整理してから、改めて事業推進手順に従った要領で業務を進めていくべきだと考えます。

以上のことから、議案第54号令和7年度美唄市一般会計補正予算(第3号)について反対するものであります。どうか、ご賛同いただけますようお願い申し上げまして、私の討論を終わります。

●議長谷村知重君 これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第54号令和7年度美唄市一般会計補正予算(第3号)**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

●議長谷村知重君 以上をもちまして、今定期例会に付議されました各案件は、全部議了いたしました。

これをもって、令和7年第3回美唄市議会定
例会は閉会いたします。
大変ご苦労様でした。

午後 1時20分 閉会

